

### 議長・副議長が選出されました



令和元年第2回市議会臨時会が5月15日(水)に開かれ、市議会議員改選に伴う選挙の結果、新しい議長に星野 守議員(62歳・4期)、副議長に渡邊 隆議員(54歳・3期)が選出されました。また、監査委員には、野沢 達議員(69歳・4期)が選任され、新体制がスタートしました。

### 県内最高齢者 安達サタさん 市長が訪問

5月17日(金)、県内最高齢の110歳で、古山に住所のある安達サタさんの長寿を祝う会が、安達さんが入所する茨城県結城市にある、介護老人保健施設「すばる」で行われ、石坂市長が祝詞と花束を贈呈しました。サタさんは、食事は好き嫌いなく、毎日3食食べており、80歳を過ぎてからは肉料理も好んで食べていたとのこと。市に住所を有する方で、県内最高齢者となったのは安達サタさんが初めてです。サタさんいつまでもお元気であってください。



### 道路・河川愛護功労団体に感謝状が贈呈されました

5月21日(火)、栃木県公館において、道路愛護功労団体・河川愛護功労団体へ感謝状が贈呈されました。

【原知事表彰】  
・ 間木堀公民館(道路愛護)  
・ 大野原公民館(道路愛護)  
・ 砂ヶ原東区(河川愛護)

この感謝状は、15年以上にわたり道路、河川の愛護活動を行っている個人や団体に対して贈られるものです。

間木堀公民館は37年間、大野原公民館は25年間にわたり地域内道路沿いにサルビア、マリーゴールドなどを植えて道路美化を図ってきました。

砂ヶ原東区は、20年間にわたり鬼怒川河川敷緑地公園の清掃活動を行い、河川の美化を図ってきました。おめでとうございます。



▲右から 真岡市道路・河川愛護会長 日下田さん、大野原公民館 磯さん、間木堀公民館長 野澤さん、砂ヶ原東区長 小嶋さん

【問い合わせ】建設課管理係  
☎83・8147 FAX83・6240

### 令和元年度 真岡市戦没者追悼式を開催

5月23日(木)、市民「いちご」ホールで、令和元年度戦没者追悼式が行われました。追悼式には、遺族、関係者および来賓など、合わせて約300人の方が列席し、戊辰戦争から太平洋戦争までの戦で亡くなられた1973柱に哀悼の誠を捧げました。

式では、国歌斉唱と、参加者全員で黙とうが捧げられた後、石坂市長の式辞に続いて、真岡市議会 星野議長、真岡市遺族会連合会 浅香会長、栃木県遺族連合会 木村会長から、戦争の悲惨さや平和の大切さ、戦争の犠牲になられた方々に対して、追悼の言葉が述べられました。

続いて、真岡市民合唱団により、「故郷」「春の小川」などが献唱された後、全員で献花をささげ、戦没者の冥福を祈りました。最後は中村地区遺族会の横松会長から謝辞が述べられました。



▲戦没者追悼式の様子

【問い合わせ】社会福祉課社会福祉係  
☎81・6943 FAX83・8554

### 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰で長沼小学校が受賞

6月5日(水)、市長公室で、愛鳥週間野生生物保護功労者表彰の伝達式が行われ、長沼小学校が「公益財団法人日本鳥類保護連盟会長褒状」を受賞しました。

長沼小学校は、平成20年度から継続して、春と冬の年2回の探鳥会を実施しており、生徒たちは学校周辺にいる野鳥や渡り鳥などの生息状況の確認を行ってきました。

また、野鳥が住みやすい環境を整備するために、長沼中学校と合同で学校周辺および鬼怒川河川敷の清掃活動も続けてきました。これらの実績が評価され、今回の受賞となりました。

この日、生徒代表として来庁した長沼小学校運営委員の亀田さんは、「探鳥会では、めったに見られない鳥が見られることがうれしい」と話し、同じく運営委員の川村さんは、「鳥が絶滅してしまうことがないよう、みんなので清掃活動をしたい」と感想を述べました。



▲右から 長沼小学校校長 星野先生、長沼小学校運営委員 川村さん、長沼小学校運営委員 亀田さん、石坂市長

【問い合わせ】環境課環境計画係  
☎83・8241 FAX83・5896

### 全国いちごサミット 実行委員会を開催

6月7日(金)、青年女性会館で、全国いちごサミット実行委員会が開催されました。この実行委員会は、2020年3月14日(土)・15日(日)に開催する「全国いちごサミットinもおか2020」について協議を行うものです。

この日行われた第4回目の協議では、サミット当日に行われるビジネスサミットとイベントサミットのより具体的な事業展開についての提案や、昨年度の事業報告および収支決算報告、今年度の事業計画案・収支予算案の説明が事務局から行われました。今後、実行委員会や専門部会で、全国初となるいちごサミットの成功に向けて、さまざまな準備に取り組んでいきます。



全国いちごサミット inもおか 2020

▲会議の様子

【問い合わせ】いちごサミット推進室  
☎83・8141 FAX83・6208

### なくそう！ 望まない受動喫煙

健康増進法の一部を改正する法律が成立し、来年4月1日より全面施行されます。望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

#### 2019年7月から

学校・病院・児童福祉施設・行政機関等が、原則敷地内禁煙(屋外に喫煙場所設置可)

#### 2020年4月から

右記以外のすべての施設が、原則屋内禁煙(喫煙専用室のみ喫煙可)

#### 3つの基本的な考え方

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
- ③施設の種類・場所ごとに対策を実施

よって次の行動は義務化されます！

- ◆喫煙禁止場所で喫煙しない
- ◆喫煙の際に、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮する
- ◆紛らわしい表示の掲示や標識の汚損などをしない



【問い合わせ】健康増進課成人健康係  
☎83・8122 FAX83・8619